

世田谷区立健康増進・交流施設の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成30年4月からの世田谷区立健康増進・交流施設の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1 主旨

世田谷区立健康増進・交流施設の指定期間が平成30年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立健康増進・交流施設条例第20条に基づき、平成30年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立健康増進・交流施設
- (2) 所在地 東京都世田谷区池尻二丁目3番11号
- (3) 現在の指定管理者 健康増進・交流施設運営共同事業体
- (4) 現在の指定期間 5年間(平成25年4月1日～平成30年3月31日)

3 指定管理者制度適用の理由、効果

世田谷区立健康増進・交流施設は、高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、生きがいを持って主体的に活動することができる場及び機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、もって区民の福祉の向上を図ることを目的としている。

運営にあたっては、民間事業者の創意工夫や経営手法を活用することで、利用者ニーズへのより迅速な対応、区民サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度を適用する。

4 指定期間

5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日)

5 指定管理者候補者の選定方法について

世田谷区立健康増進・交流施設条例第20条第1項の規定に基づき、指定管理者の候補者を公募により選定する。

6 審査体制

(1) 選定委員会の設置

公募により申請団体から提出された事業計画書その他規則で定める書類等を選定基準に基づき審査し、指定管理者の候補者を選定するため、世田谷区立ひだまり友遊会館指定管理者選定委員会、世田谷区立老人休養ホーム指定管理者選定委員会及び世田谷区立健康増進・交流施設指定管理者選定委員会共通事項規定要綱に基づき、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）6名と、区職員2名とする。

7 選定基準

世田谷区立健康増進・交流施設条例第20条に定める下記の事項及び、これまでの指定管理期間の検証結果を踏まえ選定する。

(1) 健康増進・交流施設を使用する者の平等利用を確保した運営ができること。

(2) 世田谷区立健康増進・交流施設条例第21条第1項に掲げる業務を十分に行う能力及び健康増進・交流施設に類する施設の管理の実績を有していること。

(3) 健康増進・交流施設の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(4) 健康増進・交流施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8 今後のスケジュール（予定）

平成29年4月24日 区民生活常任委員会報告（選定方法）

5月 募集期間（事業計画書等の受付）

7月 選定期間（事業計画書等の審査）

8月 政策会議（選定結果）

9月 区民生活常任委員会報告（選定結果）

第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）

平成30年4月1日 次期指定管理者による管理の開始